

### 第35回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和2年4月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第35回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席<br>番号 | 氏 名  | 議席<br>番号 | 氏 名  | 議席<br>番号 | 氏 名   |
|----------|------|----------|------|----------|-------|
| 1        | 小山 勉 | 2        | 三田照子 | 3        | 三田隆俊  |
| 4        | 藤生正浩 | 5        | 森山進平 | 6        | 遠藤茂太  |
| 7        | 河内義昭 | 8        | 星野雅彦 | 9        | 長谷川良光 |
| 10       | 亀田幸雄 | 11       | 仙田光男 | 12       | 桐生さとみ |
| 13       | 清水 茂 | 14       | 赤坂安一 | 15       | 本島一喜  |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純

1 書記は、次のとおりである。

主査 齋藤玲子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

|    |  |
|----|--|
| 局長 | 報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。<br>なお、推進委員の出席はなしです。<br>本日の議事日程について報告いたします。<br>日程第1 議事録署名委員の決定について<br>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について<br>日程第3 議案第1号から議案第2号について<br>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<br>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について<br>以上であります。 |
| 議長 | ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第35回足利市農業委員会総会を開会いたします。<br>【午前9時34分 開会】  |
| 議長 | それでは日程に入ります。   |

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。  
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。  
7番 河内義昭委員、10番 亀田幸雄委員を指名いたします。  
ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。  
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。  
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が4筆、面積が1,116㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が20件、筆数が26筆、面積が6,890.43㎡となっております。合計いたしまして件数が23件、筆数が30筆、面積が8,006.43㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4月の申請件数は9件、うち一般住宅が6件、太陽光が2件、営農指導施設が1件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は上洪垂町地内の田、1,506㎡ほか3筆、計6,172㎡です。施設の概要は営農指導施設用地で、倉庫、購買、事務所の用途を備えた建物1棟を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法第34条1号 農業団体事業所、農地法施

行令 11-2 農業の振興に資する施設 営農指導施設です。

続きまして、議案書の 22 ページをご覧ください。1 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が 21 ページから 37 ページに載せてありますので、ご覧ください。

また、資料に加筆をいただきたい部分がございます。

後ほど、調査班から報告がございましたが、当該申請地に建築予定の建物の影が、申請地の北側のハウスにできてしまう点について、調査会で問題となり、代理人及び申請者に、日が最も低い冬の時期の影の予想図をもとに、ハウスの営農者へ説明に行っていただきました。結果、了承していただいたため、その文言を 31 ページに追記していただきたく存じます。

31 ページ、右側、5) 日照対策の下の部分です。「申請地北側のビニールハウス所有者に、日影図（冬至）を基に説明し、了承を得ております。了承日令和 2 年 4 月 22 日」を追記ください。

なお、事務局による事前調査を 4 月 13 日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。（スクリーンに投影）

議案書の 8 ページにお戻りください。

2 番、申請地は利保町地内の田、面積 495 m<sup>2</sup>です。施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 134.97 m<sup>2</sup>を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法 34 条 14 号、市街化調整区域内に長期居住する者のための住宅、農地法施行令 11-2 農業の振興に資する施設 住宅です。譲渡人は妻の父、譲受人は二女の夫です。

続きまして、議案書の 38 ページをご覧ください。2 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。（スクリーン投影）

では、議案書 8 ページにお戻りください。

3 番、申請地は樺崎町地内の田、1,283 m<sup>2</sup>です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル 324 枚を 541 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5-2-2 他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の 39 ページをご覧ください。3 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。（スクリーン投影）

では、議案書 8 ページにお戻りください。

4 番、申請地は大沼田町地内の田、304 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、計 392 m<sup>2</sup>です。施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 100.45 m<sup>2</sup>を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第 2

種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。譲渡人は父、譲受人は長女夫妻です。

続きまして、議案書の40ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書9ページをお開きください。

申請地は大沼田町地内の田、814㎡ほか1筆、計1,346㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル288枚を475.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。こちらは、平成31年4月に許可されましたが、譲渡人の住所錯誤により、取消を行い、再申請するものです。取消については、後程ご説明いたします。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

6番、申請地は堀込町地内の田、388㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積154.87㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の42ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

7番、申請地は藤本町地内の田、面積330㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積108.28㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

8番、申請地は藤本町地内の田、面積495㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積126.3㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。譲渡人は父、譲受人は子です。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

9番、申請地は島田町地内の田、面積221㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積107.23㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。譲渡人は祖父、譲受人は孫です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

以上、5条許可申請9件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の21ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年4月16日、木曜日、午前9時から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、清水委員、仙田委員、三田会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請者が、申請地南側の営農指導施設を、申請地へ移転したいといものです。

営農指導部門と、資材の供給部門を一体化し、駐車スペース、資材保管庫を十分に確保し、人員増も行い、南部地域の農業の維持発展の拠点である、営農経済総合センターとして整備したい、とのことでした。

建物、駐車場、作業スペースなど、必要な機能を合わせると6,000㎡の面積が必要で、国道50号への接続、大型車両の通行のしやすさのほか、営農部門の取扱高の約50%を占める御厨・筑波地区に近い場所である申請地を

選んだとのことですので。

転用にかかる費用は、すべて自己負担で賄います。申請地は、全面を盛土した後、アスファルト舗装を施し、境界には L 型擁壁を設置して、周囲へ土砂が流出しないようにします。雨水および浄化槽からの雑排水は、流量の多い南側の用排水路へ放流する計画で、土地改良区と協議済です。

申請地北側にハウスがあり、日影の影響を確認したところ、冬至の日で、ハウス全体の 3.0% から 0.5% の面積に日影が生じる試算となりました。これを、営農者へ説明したところ、同意を得ることができました。また、日照以外にも、周辺農地に影響が出るような事態になれば、申請人が迅速に、誠意をもって対応するとの言葉をいただきました。

申請地は、東側は田、北側は田、西側は田、南側は田および宅地で、周囲を農地に囲まれています。関係部署との協議も整い、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、上渋垂町南部の第 1 種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

星野委員。

8 番 星野です。東側にあるハウスへの日影の影響があるかどうかお伺いします。西日はトマトには大事なので。

主査 東側ハウスへの日影の影響については、冬至の 15 時の時点で 50cm 程度とごく一部のため影響はほぼほぼ無いと考えます。また 26 ページの立面図を見ていただくとわかるのですが、事務所棟の方は 5.5m で倉庫部分の 7.5m よりかなり低くなるのと、道路を挟むため冬至の時期でも影響はほぼないと判断しました。

議長 建築基準法の法規制についても説明をお願いします。

主査 はい。建築基準法での建物の日影についての法規制については用途地域、例えば第 1 種住宅の低層地域とか色々あると思いますが、ここは調整区域で広がりのある農地のため、10m を超えない限り日影の規制はありません。

議長 ほかに意見はございますか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第 1 号 1 番はそのように決定いたしました。

続いて 2 番から 9 番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

長谷川委員。

9 番 長谷川です。7 番の案件について質問いたします。排水についてはどこに流すのですか。道路側なのか田んぼ側ですか。

主査 9番 道路側です。  
道路を横断して流すわけですね。田んぼを横断して用水に流すのではない  
のですね。

主査 住宅側に道路側溝があるので道路を横断してそちらに流します。用水路に  
は流しません。

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番から9番はそのように決定いたしました。  
続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま  
す。

主幹 事務局の説明を求めます。  
議案書の12ページをお開きください。  
議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和  
2年4月30日公告分であります。  
議案書の11ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権  
設定、利用権設定が、24件で面積46,600㎡です。  
続きまして所有権移転は今回はありません。  
貸借権設定についてですが、詳細が12ページから16ページに記載され  
ておりますのでご覧ください。  
なお、申請番号1番の案件については新規就農の案件でございます。4月1  
6日に開催されました運営委員会において本人からの実情調査を実施し、新  
規就農についての承認をいただいております。  
46ページをお開きください。運営委員会の資料となっております。46  
ページの右から47ページに営農計画書、48ページ左側に利用権設定申出  
書の写し、右側に位置図、49ページに地番図と現地の写真を掲載してありま  
す。続きまして、スクリーンをご覧ください。現地の写真となっております。  
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。  
本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。5番森山運営  
委員長。

5番 5番 運営委員長の森山です。  
新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。  
今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資  
料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。調査年月日  
は、令和2年4月16日、木曜日、午後1時40分から、運営委員5名で調査  
を行いました。  
申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いた  
します。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は東京都内でレストランを営んでいるが、8年前に足利出身の妻と結婚したのを機に義父の耕作を手伝うようになり、主に週末に野菜を作っており、新たに利用権設定する田では父の機械を借り、自らネギ、葉物、根菜等の野菜を生産したいので承認されたいとのことでした。現在、コロナウイルスの影響でレストランが開店休業中で仕方なくテラスで野菜を販売したところ飛ぶように売れており、改めて農業の大切さを実感しているとのことでした。仮に圃場での栽培がうまくいかなかった場合も最低限保全管理に努めたいとの話も聞くことができ、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

赤坂委員。

1 4 番

1 4 番赤坂です。

現況は田でこれを畑にするということだと思われませんが、西側と同様に埋め立てを行うのでしょうか。

主幹

実情調査の際には特段埋め立ての話は出ていませんでしたが、その後農地改良をしたいという相談が来ております。その際は、きちんと農地改良の手続きを取ってほしいという話をいたしました。運営委員会の調査の際も申請地がかなり水の出るところなので野菜作りは大変だよという話が出まして、本人も少し考えたようです。

1 4 番

それと申請地東側にあるお宅とは関係はありますか。

主幹

東側の住宅は義理のお父様の住宅になります。

1 4 番

改めて伺いますが、埋め立てをして将来的に転用していくという考え方はありませんか。

主幹

今のところはそのような考えはないと理解しています。

議長

ここは農振農用地だから、なかなか家は建たないですね。また地権者の承諾も必要だし。農地改良が出てきたらしっかり事務局で指導をしていただきたいと思います。

ほかに意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 2番から24番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

藤生委員。

4 番

4 番藤生です。

10番と11番のところに「解除条件付法人」とありますが、改めて説明をお願いします。

主幹

13ページの申請番号10番の備考のところに「解除条件付法人」とあることについてのお尋ねでよろしいですか。これにつきましては、農地を借りる法人については2つございまして、1つが農地所有適格法人、旧の呼称が農業生産法人といたしましたが、これが1つ目。もう一つが農地所有適格法人の要件を満たさない一般法人が農業参入した場合が2つ目です。農地所有適格法人の方は文字通り農地の所有ができるのに対して、一般法人の方は所有ができず、貸し借りのみとなっております。一般法人の場合は民間企業ですので、収益が悪化すると撤退することを想定しまして、予め貸し借りの契約書の中に法人が撤退した場合に即時に解約できるという解除条件という特約を入れるようにしています。通常土地の貸し借りでは民法や借地借家法により即座の解約はできませんが、この解除条件を契約に入れておけば直ちに解除ができます。このため農地法上一般法人のことを「解除条件付法人」と呼んでいます。

議長

ほかに意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 2番から24番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による許可処分の取消願及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

報告事項 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は大沼田町地内の田、面積814㎡ほか1筆、施設の概要は太陽光発電設備用地で、許可年月日は平成31年4月26日、取消理由は譲渡人が申請及び許可時に申請地の住所に居住していなかったため、取消の日付は令和2年4月10日です。

続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は小俣町地内の畑、現況 宅地 面積 433㎡、願出の理由は、昭和63年頃5月頃に住宅を新築し隣接する宅地と一体的に宅地として利用しているで、受付の日付は令和2年4月2日、処理の日付は同じく令和2年4月6日です。現地確認は事務局と森山委員で行っております。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せて

おきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第35回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時27分 閉会】

この会議のてん末は、書記 齋藤玲子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月25日

足利市農業委員会

7番委員

10番委員